

# 羽島市新庁舎建設基本構想・基本計画



平成30年6月

羽 島 市



# 羽島市新庁舎建設基本構想・基本計画

## 目 次

第1章 新庁舎建設について	1
1. はじめに	1
2. 関連計画との整合	2
第2章 現状と課題の整理・新庁舎建設の必要性	15
1. 現在の羽島市庁舎の概要	15
2. 現状と課題の整理	16
3. 新庁舎建設の必要性	18
第3章 新庁舎建設の基本方針	20
1. 基本方針の前提	20
2. 新庁舎建設の4つの基本方針	22
3. 新庁舎建設に求められる7つの機能	23
第4章 新庁舎の位置	28
1. 建設位置の決定及び現状の敷地	28
2. 新庁舎建設予定位置の比較検討	29
第5章 新庁舎の規模	30
1. 規模算定の基本指標	30
2. 新庁舎の規模算定	31
3. 新庁舎の規模	33
4. 駐車場の規模算定	33
第6章 構造計画	34
1. 耐震安全性	34
2. 耐震構造種別の比較	35
第7章 事業費及び財源	36
1. 概算事業費の算出	36
2. 今後の建設費の高騰について	36
3. 財源（起債・基金）について	37
第8章 新庁舎建設事業の進め方	38
1. 事業手法について	38
2. 事業スケジュールについて	39
3. 事業の進め方	40



# 第1章 新庁舎建設について

## 1. はじめに

羽島市の現本庁舎は、昭和29年に10町村の合併により誕生した本市の市制施行5周年の記念事業として建設され、昭和34年3月の竣工から59年が経過しております。本来であれば計画的に時代の変化に対応しながら、拡張・耐震補強・改修等を行う必要がありましたが、平成7年の阪神淡路大震災後に実施した、耐震診断の結果（最小 $I_s$ 値0.32）にも関わらず、耐震補強工事を実施しないまま現在に至っております。このような状況から、執務機能においては6庁舎に分かれた分散化による業務効率の低下及び市民サービスの不便を余儀なくされています。また、耐震性能の不足だけでなく建物の外部・内部双方の老朽化や庁舎の維持管理経費の増大などの様々な課題・問題が山積しています。特に、災害時の防災拠点庁舎としての機能にも不安があり、抜本的な庁舎体制の見直しが喫緊の課題であります。

刻々と変化する社会経済環境の中で、多様化するニーズに対応していくためには、効率的で効果的な質の高い行政サービスの提供が求められ、庁舎はそのサービスを提供する重要な施設である一方、東日本大震災及び熊本地震を教訓とした大規模災害や頻発する集中豪雨などの災害にも対応するためには、市の防災拠点として十分な危機管理機能を有する庁舎の必要性は一層高まっております。

このようなことから、現庁舎の抱える多くの課題・問題点を踏まえ、現本庁舎を耐震補強して今後も市役所庁舎として継続使用できるかどうかを含む、現本庁舎の「今後の方向性」を諮ることを主旨として専門分野の学識者の方で構成された「羽島市庁舎検討委員会」を設置しました。当委員会において計5回の検討会議を重ね、平成29年7月に現本庁舎を庁舎として使用せず、「現敷地内に新庁舎を建設する」ことが最良との答申をいただきました。

タウンミーティングや市民アンケートなどを通じて得られた市民の皆様からの御意見を集約しながら、基本構想・基本計画以降の策定を進め、財政的に有利な事業債の活用を念頭に新たな庁舎建設に向けて一丸となって取り組む必要があります。



現在の本庁舎

## 2. 関連計画との整合

基本構想・基本計画をはじめ、今後の庁舎整備を進めるに当たっては、本市が掲げる各種計画との整合を図ります。

### 【主な関連計画】

No.	計 画 名	概 要
1	羽島市第六次総合計画 (計画年度：平成 27～31 年度)	本市行政運営の総合的な指針として、長期的なまちづくりの方向を示すなど、地域づくりの最上位に位置づけられる基本的な計画として定めたもの。
2	羽島市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (計画年度：平成 27～31 年度)	本市における人口減少対策を総合的かつ効果的に推進していくため、人口ビジョンをもとに各施策の総合的・基本的な方針を定めたもの。
3	羽島市都市計画マスタープラン (計画年度：平成 23～32 年度)	本市の都市整備を図る上での基本理念や将来都市像が描かれる計画で、都市計画分野別の整備方針、地域別整備方針、都市整備推進に向けた施策など、今後の都市づくりの方向性を示したもの。
4	羽島市業務継続計画【BCP】 (平成 29 年 6 月第 2 回改訂)	行政が被災し、資源制約下であっても災害対応等の業務を適切に行うため、その基本方針や職員の参集体制などを定めたもの。
5	羽島市地域防災計画 (平成 30 年 3 月修正)	災害対策基本法に基づき、市民の生命や財産を災害などから守るため、防災に関する業務や対策などを定めたもの。
6	羽島市国土強靱化地域計画 (計画年度：平成 30～34 年度)	国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づき、大規模自然災害等の発生に備えて、必要な防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針を定めたもの。
7	羽島市公共施設等総合管理計画 (平成 28 年 3 月策定)	道路、橋梁などのインフラ施設を含めた公共施設の最適化を目指し、中長期的な視点を持って、補修・更新・統廃合・長寿命化などについての取組方針や計画を示したもの。

# 1 羽島市第六次総合計画

## (1) 将来都市像

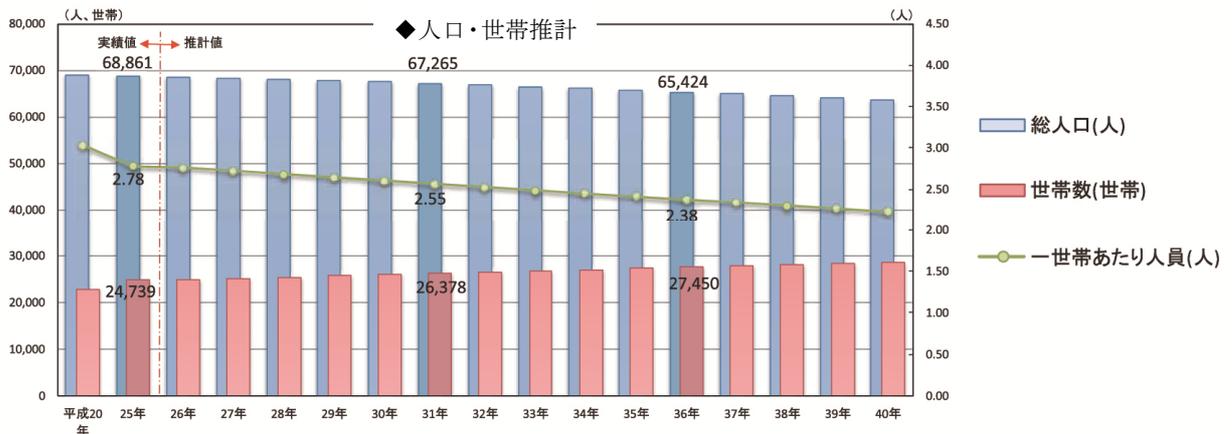
市民や地域、まち全体が生き生きと輝き、だれもが安心感に抱かれ幸せを感じることができるまちをめざし、将来の羽島市の姿（将来都市像）を、

心安らぐ 幸せ実感都市 はしま

とします。

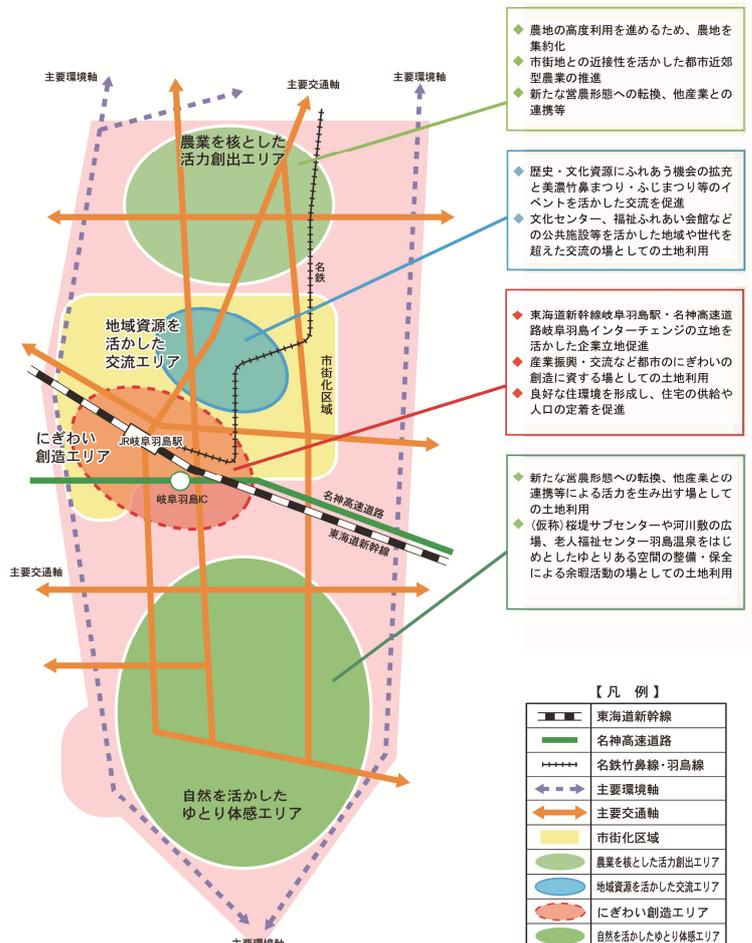
## (2) 目標人口

本市の人口は平成25年から3,437人減少し、平成36年には65,424人となると推計されます。本計画に掲げる施策の大綱に基づき、実施計画に定める各種施策を展開することにより、計画年次（平成36年）における本市の目標人口を **67,000人** とします。



## (3) 土地利用構想

市内各地域の特性を活かし、市民生活の安全性、利便性、快適性の向上を図るため、社会経済情勢の変動に配慮しながら、右図によるエリア区分を基本方針として、適正かつ効率的な土地利用を進めます。



(4) 計画的な行財政運営

■総合計画に基づく計画的な行政運営

限られた財源の中で、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、総合計画に基づき、事業の選択と集中による、計画的な行政運営を進めます。

■公共施設等の総合的な運営の推進

公共施設等の老朽化や人口減少による公共施設等の利用需要の変化に伴い、長期的な視点に基づく公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

■公共施設の整理に係る基金の積み立て

市庁舎などの公共施設の建設・整備や維持管理に必要な資金を計画的に確保するため、基金の積み立てを行います

2 羽島市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(1) 羽島市総合戦略の全体像

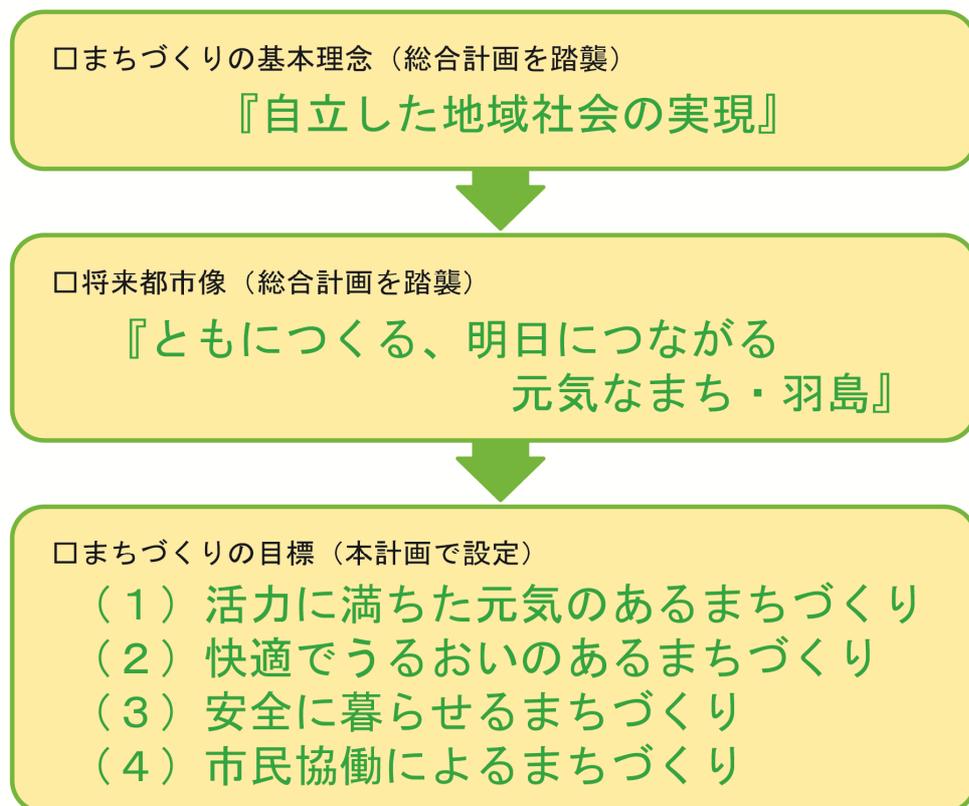
羽島市総合戦略	
基本目標	基本施策と取り組み
<b>基本目標1</b> <b>ひとを育む</b>	<b>(1) 結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援</b> ①非婚化・晩婚化対策 ②安心して妊娠・出産できる環境づくり ③子育て支援の充実 <b>(2) ワーク・ライフ・バランスの推進</b> ①仕事と家庭の両立支援 ②女性の活躍支援 <b>(3) 未来を拓く教育の充実</b> ①社会や時代の変化に応じた教育の充実 ②教育環境の充実 ③心豊かな人間性と社会性の育成
<b>基本目標2</b> <b>しごとをつくる</b>	<b>(1) 既存産業の振興</b> ①安定的な経営支援 ②競争力の強化 ③人材の育成支援 <b>(2) 新たな就労環境の創出</b> ①創業支援 ②企業誘致の推進 ③就労支援 <b>(3) 未来につながる農業づくり</b> ①農業生産基盤の強化 ②農業資源の活用推進 ③農業の担い手の育成・確保
<b>基本目標3</b> <b>にぎわいをつくる</b>	<b>(1) 新たな交流の促進</b> ①新たなにぎわいの創出 ②歴史・文化資源の活用 ③スポーツによる活性化 <b>(2) 地域ブランドの創造と育成</b> ①「はしま」の特産物の創出 ②シティプロモーションの推進 <b>(3) 移住・定住の促進</b> ①近居・同居・定住の促進 ②快適な居住環境づくり
<b>基本目標4</b> <b>安心な暮らしを守る</b>	<b>(1) 暮らしの安全・安心の確保</b> ①公共交通網の充実 ②公共施設・インフラ等の安全確保 ③防災・防犯の強化 ④生活環境の整備 ⑤地域コミュニティの強化 <b>(2) 医療・福祉サービスの充実</b> ①地域医療の充実 ②地域における支え合い活動の促進 <b>(3) 「健幸」づくりの支援</b> ①「健幸」づくりの推進 ②各種検診（健診）・予防の充実 ③生涯学習・スポーツの推進
<b>基本目標5</b> <b>まちをつなぐ</b>	<b>(1) 自治体間の連携強化</b> ①自治体間の連携強化

No	事業名	概要
1	公共施設の耐震化	足近コミュニティセンター、勤労青少年ホーム、いきいき元気館及び老人福祉センター羽島温泉管理棟等の耐震性能が十分ではない施設について、耐震補強工事を行います。
2	公共施設等の総合的な管理の推進	公共施設等の老朽化や人口減少による公共施設等の利用需要の変化に伴い、長期的な視点に基づく公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。
3	公共施設の整備に係る基金の積み立て	市庁舎等の公共施設の建設・整備や維持管理に必要な資金を計画的に確保するため、積み立てを行います。
4	社会基盤のメンテナンスに係る人材育成	社会資本の老朽化に対し、適切な施設の整備・維持管理を行うため、専門的な知識や技術を有する人材の育成を図ります。

(2) 公共施設・インフラ等の安全確保

### 3 羽島市都市計画マスタープラン

(1) まちづくりの基本理念と目標



## (2) 将来都市構造

### 都市核 人が集まるところ

#### 新都心核

都市機能の更なる集約を促進して、本市の活力の向上と利便性の高いまちづくりを行います。

#### 文化交流核

歴史・文化資産の保存・整備・活用を図り、地域のつながりを重視した商店街の形成、市民文化の発信、活発な市民活動を生み出します。

#### 地域生活核

都市機能の強化を図るとともに快適な生活環境を創出します。

#### 地域交通核

公共交通の利便性向上による市民の移動を支援するとともに、駅周辺における生活利便施設等の立地や景観整備を促進します。

#### レクリエーション交流核

人・自然とのふれあい・交流の促進を図ります。

### 都市軸 人の移動・交流を支えるところ

#### 国土交通軸

各都市への移動や交流の促進を図ります。

#### 広域交通軸

市内各地域や近隣市町への移動や交流を促進するとともに、沿道土地利用の適正な誘導を図ります。

#### 都市交通軸

市内各地域間の移動や交流の促進を図ります。

#### 環境軸

レクリエーション交流核を結ぶことで水と緑のネットワークの形成を図ります。

### 都市空間 人が生活するところ

#### 住宅ゾーン

良好な住環境の形成を図ります。

#### 商業ゾーン

本市の賑いと活力の向上を図ります。

#### 工業ゾーン

周辺環境に配慮した工業系土地利用を進めるとともに企業立地の促進を図ります。

#### 交通環境活用ゾーン

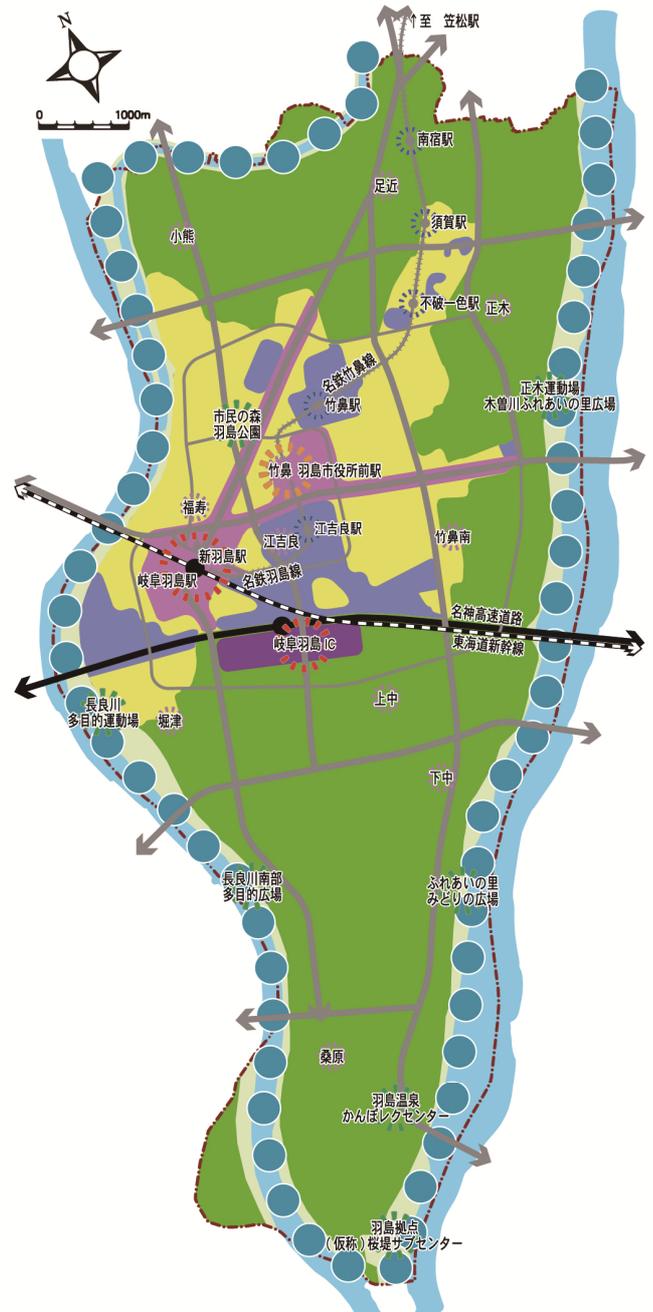
商業・物流機能及び技術先端型製造業などの企業や医療・保健・福祉関連の機能の集積を図ります。

#### 農業・集落ゾーン

良好な農地の保全と、周辺の農地と調和した集落における住環境の維持を図ります。

#### レクリエーションゾーン

交流拠点を中心とした豊かな自然環境を活かしたレクリエーション施設の充実によるふれあいと交流の拡大を図ります。



凡 例		
市域界		-----
都市核	新都心核	●●●●●
	文化交流核	●●●●●
	地域生活核	●●●●●
	地域交通核	●●●●●
	レクリエーション交流核	●●●●●
都市軸	国土交通軸(鉄道)	———
	国土交通軸(道路)	———
	広域交通軸(鉄道)	———
	広域交通軸(道路)	———
	都市交通軸	———
都市空間	環境軸	●●●●●
	住居ゾーン	■
	商業ゾーン	■
	工業ゾーン	■
	交通環境活用ゾーン	■
	農業・集落ゾーン	■
レクリエーションゾーン	■	

(3) 地域別構想

中部地域

まちづくりの目標

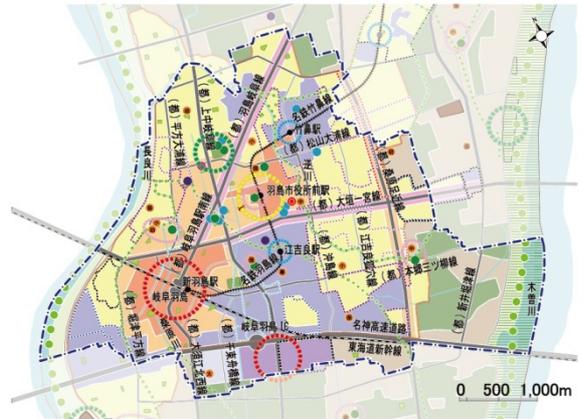
住みやすい元気なまちづくり

まちづくりの方針

- JR岐阜羽島駅周辺の中心地区としての機能向上
- 施行中の土地区画整理事業の推進
- 未整備都市計画道路の計画的な整備
- 近隣公園の整備
- 岐阜羽島インター南部東地区における基盤整備と優良企業誘致
- 未利用地が多い地区における計画的な都市化の促進
- 河川を活用した親水空間整備及び緑のネットワーク形成
- 竹鼻地区における地域の歴史文化を活かした商業地の形成 等

重点整備地区

- 土地区画整理施行中地区: 駅北本郷、インター北
- 土地区画整理事業予定地区: 竹鼻正木、(仮称)平方第2、(仮称)江吉良第2
- 地区計画地区: 竹鼻正木、平方第1、岐阜羽島インター南部東
- 地区計画予定地区: (仮称)狐穴第1、(仮称)狐穴第2、(仮称)狐穴第3、(仮称)狐穴第4、(仮称)松山

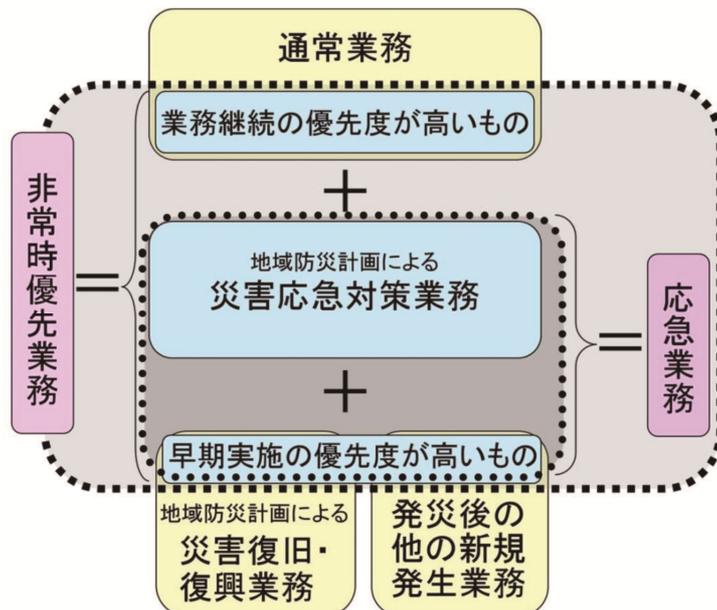


4 羽島市業務継続計画

中部地域

(1) 業務継続計画とは

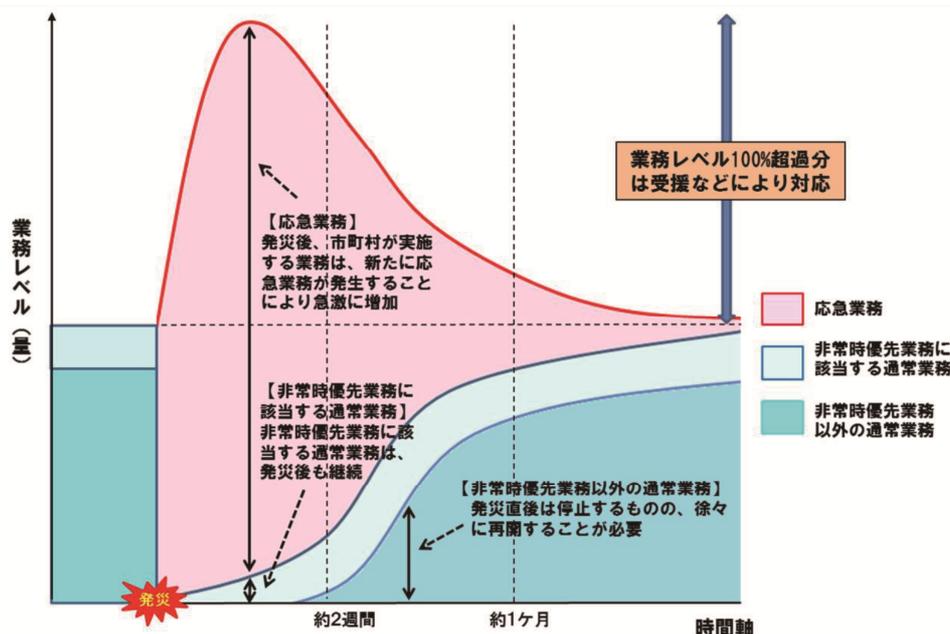
業務継続計画は、行政が被災し資源制約下であっても災害対応等の業務を適切に行うためのものであり、あらかじめ策定することが必要です。



非常時優先業務のイメージ

## (2) 業務継続計画策定の効果

業務継続計画を策定することにより、行政が被災するような大災害時にも適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できるようになり、住民のニーズに応えられる。



発災後に市町村が実施する業務の推移

## (3) 業務継続計画の基本方針

大規模災害時において、次の方針に基づいて業務継続を図る。

- 発生から72時間は、人命に係る災害緊急業務に重点をおき、市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外は停止する。
- イベント、会議等は、原則として中止・延期とする。
- 市の公共施設は、災害緊急業務として使用する場合以外、利用を休止する。
- 再開する通常業務の順位付けは、市民生活の維持等に係る重要度をもって判断する。

## (4) 業務継続計画の策定体制・継続的改善

### ■業務継続計画の策定体制

平時における体制として、業務継続計画の実効性を高めるため、市長の指揮の下、全庁が主体的に関与する体制とする。

### ■業務継続計画の継続的改善

業務継続計画の策定後は、職員に対する教育、訓練等を実施しながら計画の実効性を確認し、高めていく。また、教育や訓練の計画等を策定し、着実に実施する。

## 5 羽島市地域防災計画

### (1) 防災対策本部施設の整備

市は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により本庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能を持った代替施設の整備を図り、また、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

### (2) 行政機関の業務継続体制の整備

#### 【方針】

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、行政における人的資源や物的資源が失われ、行政機関の業務継続に大きな支障を来すおそれがある。

このため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政機関として災害時に必要な業務の立ち上げや、通常業務の早期復旧に向けた業務継続計画の策定に取り組むなどの予防対策を進める。

#### 【実施内容】

##### ■行政における業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される被害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、市の機能が壊滅した場合、県職員や他市町村職員などを速やかに受け入れることのできる体制の確立を図る。

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、市における業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

##### ■行政における業務継続計画の策定

市は、災害時における業務継続に向けて、耐震性の確保された防災拠点施設を整備し、行政機能の継続に必要な、情報通信機器などを移設する。

また、新たに整備する防災拠点施設には、非常用電源、非常用水源、備蓄倉庫及び災害対策本部用活動スペースなどの機能を持たせることとし、耐震性の劣る既存の庁舎の再編を含めた計画的な整備を図る。

## 6 羽島市国土強靱化地域計画

### (1) 強靱化の基本的考え方

#### 【基本目標】

羽島市国土強靱化地域計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

- 市民の生命の保護が最大限図られること
- 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧復興

#### 【強靱化を推進する上での基本的な方針】

##### ■本庁舎の建替え

耐震性能不足及び築59年を経過し、老朽化が著しい本庁舎を建替えることで、分散庁舎の解消及び防災拠点施設としての庁舎整備を行うことを可能とし、課題・問題点を解消する。

### (2) 計画の推進（施策の重点化）

#### 【重点化の柱】

- 市民の安全確保
- 自助、共助、公助の連携による地域の災害対応力の強化
- 既存の社会資本の効果的な維持管理、活用

#### 【重点化の視点】

効果の大きさ	災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか
緊急度・切迫度	災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか
施策の進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか
平時の活用	災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか
国全体の強靱化に対する貢献	国全体の強靱化にどの程度貢献するか

【重点化施策項目】

施策分野	重点化施策項目	施策項目
(1) 行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民、帰宅困難者の安全の確保</li> <li>・ 防災訓練の実施、自主防災組織の育成等</li> <li>・ 正確、迅速な情報伝達</li> <li>・ 学校施設の非構造部材の耐震化</li> <li>・ 浸水被害の軽減</li> <li>・ 上下水道施設の機能維持・応急復旧</li> <li>・ 重要データ等の保護</li> <li>・ 本庁舎の建替え</li> <li>・ 発災時の火災、危険物による被害の防止</li> <li>・ 消防施設・設備の整備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄の確保</li> <li>・ 空家等データベースの活用</li> <li>・ 災害時のコミュニティセンターの活用</li> <li>・ 消防計画の見直し</li> <li>・ 地域の防災力の向上</li> </ul>
(2) 住環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民、帰宅困難者の安全の確保</li> <li>・ 電気、ガス等の施設被害の未然防止</li> <li>・ 住宅の耐震化</li> <li>・ 公園、幹線道路の整備</li> <li>・ 学校施設の非構造部材の耐震化</li> <li>・ 浸水被害対策の実施</li> <li>・ 上下水道施設の耐震化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備蓄の確保</li> <li>・ 農業関連施設の整備等</li> <li>・ 地籍調査の実施</li> <li>・ 被災動物の救援</li> <li>・ 避難所のごみ処理等</li> <li>・ 水道の安定供給に係る協定の締結</li> </ul>
(3) 保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者の避難の確保</li> <li>・ 高齢者への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時の救急医療、衛生状態の確保等</li> </ul>
(4) 産業・経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹線道路、橋梁の整備</li> <li>・ 企業の BCP の策定支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業関連施設の整備等</li> <li>・ 地籍調査の実施</li> </ul>
(5) 地域保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幹線道路、橋梁の整備</li> <li>・ 公園、幹線道路の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水防団の定期的な訓練等</li> <li>・ 農業関連施設の整備等</li> </ul>
(6) 環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道施設の耐震化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衛生環境の保持</li> <li>・ 農業関連施設の整備等</li> </ul>
(7) ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液状化対策</li> <li>・ 正確、迅速な情報伝達</li> <li>・ 電気、ガス等の施設被害の未然防止</li> <li>・ 上下水道施設の耐震化等</li> <li>・ 幹線道路、橋梁の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急輸送のネットワーク化</li> <li>・ 水道の安定供給に係る協定の締結</li> </ul>
(8) 教育・文化・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練の実施、自主防災組織の育成等</li> <li>・ 児童生徒のための災害対策</li> <li>・ 学校施設の非構造部材の耐震化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史民俗資料館等の機能維持</li> <li>・ スポーツ施設利用者の被害防止</li> </ul>

<p>(9) リスクコミュニケーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者の避難の確保</li> <li>・ 正確、迅速な情報伝達</li> <li>・ 市民、帰宅困難者の安全の確保</li> <li>・ 防災訓練の実施、自主防災組織の育成等</li> <li>・ 浸水被害の軽減</li> <li>・ 高齢者への対応</li> <li>・ 児童生徒のための災害対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動の円滑化</li> <li>・ 被災動物の救援</li> <li>・ 農業関連施設の整備等</li> <li>・ スポーツ施設利用者の被害防止</li> </ul>
<p>(10) 老朽化対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の耐震化</li> <li>・ 上水道施設の耐震化等</li> <li>・ 学校施設の非構造部材の耐震化</li> <li>・ 本庁舎の建替え</li> <li>・ 橋梁の整備</li> <li>・ 消防施設・設備の整備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業関連施設の整備等</li> <li>・ 公園の整備</li> <li>・ 歴史民俗資料館等の機能維持</li> <li>・ 災害時のコミュニティセンターの活用</li> </ul>
<p>(11) まちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練の実施</li> <li>・ 公園、幹線道路の整備</li> <li>・ 本庁舎の建替え</li> <li>・ 上下水道施設の耐震化等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業関連施設の整備等</li> <li>・ 地籍調査の実施</li> </ul>

(3) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果

■大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【地震(巨大地震)・風水害・複合災害(水害+地震)・その他(密集火災)】

- 発災時の被害を最小限にとどめ、行政機関として災害時に必要な業務の立ち上げや通常業務の早期復旧のため、業務継続体制を構築する必要がある。また、災害時における業務の早期立ち上げのため、戸籍など重要な行政データの流出・喪失防止及び情報通信機器の保護を実施する必要がある。本庁舎について、耐震性能不足及び築 59 年経過による老朽化のため、建替える必要がある。なお、緊急事態に効果的に対応できるよう災害時の連携を図るため、他自治体との災害時相互援助協定の締結を進める必要があり、平成 31 年度までに 8 市町と締結するという目標を平成 28 年 4 月に達成した。
- 地域の防災拠点や災害対策の支部機能を担うコミュニティセンター、更には歴史民俗資料館、羽島市文化センター、図書館等について、老朽化対策・耐震化を進める必要がある。また、災害時には避難場所等になる公立学校について、施設の安全性の確保に向けて、屋内運動場等の非構造部材の耐震化を進める必要がある。
- 地域における自主防災組織との連携を密にし、要配慮者の避難支援を行う必要がある。
- ご遺体の適切な取扱いを行うことにより、衛生環境を保持する必要がある。
- 上下水道施設は市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は応急復旧するための業務継続体制を構築する必要がある。

■大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

防災拠点、避難場所等(公共施設)における長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止 【地震(巨大地震)・風水害・液状化・複合災害(水害+地震)】

- 発災後の市民生活を維持するための燃料等の備蓄と、災害時応援協定の締結の拡充によるライフライン途絶時の代替物資供給体制の強化を図る必要がある。
- 災害時の「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が実施されるように、自主防災組織の育成・活動の活性化や、専門的な知識を有する地域防災活動の担い手の育成を図る必要がある。
- 耐震性能不足及び築 59 年経過による老朽化が著しい本庁舎を建替える必要がある。
- 避難所の生活に支障がないよう、ごみ、し尿を処理する必要がある。
- 避難所の情報通信環境を確保するため公衆無線 LAN (Wi-Fi) 環境の整備を図る必要がある。

## 7 羽島市公共施設等総合管理計画

### 【現状】

- 市役所庁舎では、本庁舎は築後 59 年経過し老朽化が著しく、耐震診断を実施しているものの、必要な耐震補強は行われていません。情報・防災庁舎を除くその他の庁舎は、築後 30～40 年程度経過しており、老朽化が進んでいます。これらの庁舎についても耐震診断を実施しているものの、必要な耐震補強は行われていません。

### 【市民意向】

- 市民意識調査において、回答者の 7 割が市役所を利用していると回答している一方、証明書発行センターについては約 6 割が利用していないと回答しています。
- 市役所利用者の 8 割以上は、自家用車での移動となっていますが、駐車場の不足を指摘する意見も多く挙げられています。
- 優先的に維持すべき公共施設 19 類型において、市役所は最も優先順位が高いと評価されています。

### 【管理に向けた課題】

- 市役所の老朽化対策について検討するとともに、建替えを含めた総合的な市役所庁舎のあり方について検討することが必要です。